

令和 8 年度 静岡県道路啓開計画協議会（第 1 回）

日 時：令和 8 年 10 月 14 日（水） 11：00～

場 所：静岡県庁本館 4 階 401 会議室【WEB 併用】

次 第

1 開 会

2 議 事

（１）静岡県道路啓開計画協議会 設立趣旨・規約について

協議会の設立趣旨について 【資料 1-1】

協議会規約の承認について 【資料 1-2】

（２）道路啓開計画についての概要・動向

道路啓開の目的と役割 【資料 2-1】

道路啓開計画の枠組み（法定化） 【資料 2-2】

中部道路啓開計画【地震・津波編】の概要 【資料 2-3】

静岡県計画策定に関する背景・動向・位置づけ 【資料 2-4】

（３）計画策定の経緯と検討項目

静岡県道路啓開計画検討の検討事項 【資料 3-1】

今後の進め方 【資料 3-2】

3 その他・質疑応答

4 閉 会

静岡県道路啓開計画協議会

設立趣意書

東日本大震災においては、鉄道・航路・空路などの各交通機関が麻痺する中で、国土交通省東北地方整備局を中心に官民一体となって展開した「くしの歯作戦」による円滑な道路啓開により、救命救助・復旧に向けた交通路の確保が速やかに実行された。

中部地方においては、内閣府により南海トラフ巨大地震の被害想定（第一次報告）が平成 24 年 8 月に公表され、直近では、令和 7 年 3 月に被害想定の見直し、今後実施すべき防災対策が見直され、複数の県をまたぐ広域で甚大な被害が予測されている。

静岡県においても津波被害が想定される沿岸部を抱えるとともに、中山間地域における土砂災害等による孤立も懸念されることから、人命救助をはじめとする諸活動を円滑に進めるため、明確なオペレーションのもと 関係機関が協力体制を構築して、速やかに道路啓開を実施する必要がある。

近年では、令和 6 年 1 月に発生した能登半島地震において、発災時における道路啓開の強化や平時からの防災活動拠点の整備等の重要性が明らかになったことを受け、令和 7 年 4 月に道路法が改正され、能登半島地震を踏まえた災害対応の深化として、道路啓開計画が法定化された。

これを受けて、実効性のある計画に基づいた道路啓開の実施のため、中部ブロックにおいて改正道路法に基づく「中部道路啓開計画（地震・津波編）」が、令和 8 年 3 月に策定されたところである。

こうした状況から、静岡県においても、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 22 条の 3 に定める道路啓開計画を策定し、関係機関の連携・協力により、大規模災害時の道路啓開の実効性向上を目的として「静岡県道路啓開計画協議会」を設立するものである。

静岡県道路啓開計画協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、「静岡県道路啓開計画協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、静岡県内における大規模災害時の道路啓開を迅速かつ円滑に実施するため、道路法(昭和27年法律第180号)第22条の3に定める道路啓開計画を策定し、関係機関の連携・協力により、道路啓開の実効性向上を目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の事項について協議・検討を行うものとする。

- (1) 静岡県の対象となる災害の種類や道路啓開の目標に関すること
- (2) 優先的に道路啓開を実施する路線・区間やその方法に関すること
- (3) 道路啓開に必要な資機材の備蓄又は調達に関すること
- (4) 道路啓開に関する実践的な訓練、情報収集及び伝達に関すること
- (5) その他、前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するために各行政機関、各種関係団体等をもって組織する。

- 2 協議会には会長及び副会長を置くものとし、会長は静岡県交通基盤部長を、副会長は国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所長をもって充てる。
- 3 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代行する。
- 4 協議会の構成員は、別紙-1のとおりとする。ただし、必要に応じ会長が指名する者の出席を求めることができる。
- 5 協議会には、実務的な検討を行うためのワーキンググループを設けることができる。ワーキンググループを設置した場合は、検討結果を協議会に報告しなければならない。
- 6 協議会は、中部道路啓開計画協議会、静岡県東部地域道路啓開検討会、静岡県中部地域道路啓開検討会、静岡県西部地域道路啓開検討会と調整を図ることとする。

(事務局)

第5条 協議会の運営に係わる事務を行わせるため、事務局を置くものとする。

2 協議会の事務局は静岡県交通基盤部道路局道路保全課及び国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所管理第一課に置くものとする。

(規約の改正)

第6条 本規約の変更は、協議会の協議により行うものとする。

(その他)

第7条 協議会は、道路法第28条の2第1項の規定に基づき設置するものであり、本規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

<附 則>

本規約は、令和8年10月 日から施行する。

静岡県道路啓開計画協議会

構成員名簿

	協議会役職	所属	役職
	【道路管理者】		
1	会長	静岡県 交通基盤部	部長
2	副会長	中部地方整備局 静岡国道事務所	所長
3	会員	中部地方整備局 沼津河川国道事務所	所長
4	〃	中部地方整備局 浜松河川国道事務所	所長
5	〃	静岡市 建設局 道路部 道路保全課	課長
6	〃	浜松市 土木部 道路保全課	課長
7	〃	静岡県 道路公社 道路部 維持管理課	課長
8	〃	中日本高速道路株式会社 静岡保全・サービスセンター	所長
9	〃	中日本高速道路株式会社 御殿場保全・サービスセンター	所長
10	〃	中日本高速道路株式会社 富士保全・サービスセンター	所長
11	〃	中日本高速道路株式会社 浜松保全・サービスセンター	所長
	【関係機関】		
12	会員	静岡県 交通基盤部 河川砂防局 土木防災課	課長
13	〃	静岡県 危機管理部 危機対策課	課長
14	〃	静岡県 危機管理部 消防保安課	課長
15	〃	静岡県 総務部 賀茂地域局	参事
16	〃	静岡県 総務部 東部地域局	技監
17	〃	静岡県 総務部 中部地域局	技監
18	〃	静岡県 総務部 西部地域局	参事
19	〃	静岡県警察 警備部 緊急事態対策課	課長
20	〃	静岡県警察 交通部 交通規制課	課長
21	〃	陸上自衛隊第34普通科連隊 第3科	第3科長
22	〃	一般社団法人 静岡県建設業協会	専務理事
23	〃	中部電力パワーグリッド株式会社 静岡支社 総務・広報・資材グループ	グループ長
24	〃	東京電力パワーグリッド株式会社 静岡総支社 防災グループ	防災担当部長
25	〃	N T T西日本株式会社 静岡支店 設備部 災害対策室	担当課長
26	〃	静岡県石油商業組合	専務理事
27	〃	一般社団法人 日本建設機械レンタル協会 中部ブロック 静岡支部	支部長

別紙- 1

	協議会役職	所属	役職
28	会員	静岡県レッカー事業協同組合	理事長
29	〃	一般社団法人 静岡県LPガス協会	会長
30	〃	一般社団法人 静岡県建設コンサルタント協会	会長
31	〃	一般社団法人 静岡県測量設計業協会	会長

【事務局】

静岡県 交通基盤部 道路局 道路保全課
中部地方整備局 静岡国道事務所 管理第一課

道路啓開の目的と役割 - 道路啓開とは -

道路啓開の概要

道路啓開とは、災害等により塞がれた道路を緊急車両等の通行のため、1車線でも通れるように、早急に最低限の土砂・瓦礫除去や段差修正等をもって、救助・救援部隊の進出ルートを確認するもの

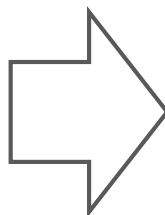
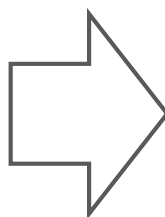
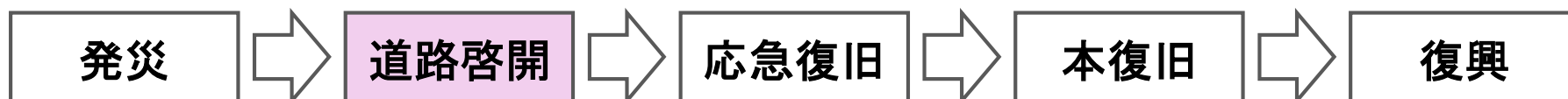


写真 被災直後の道路状況

写真 道路啓開作業後の道路状況

東日本大震災時の道路啓開



写真 陸前高田市内の道路啓開

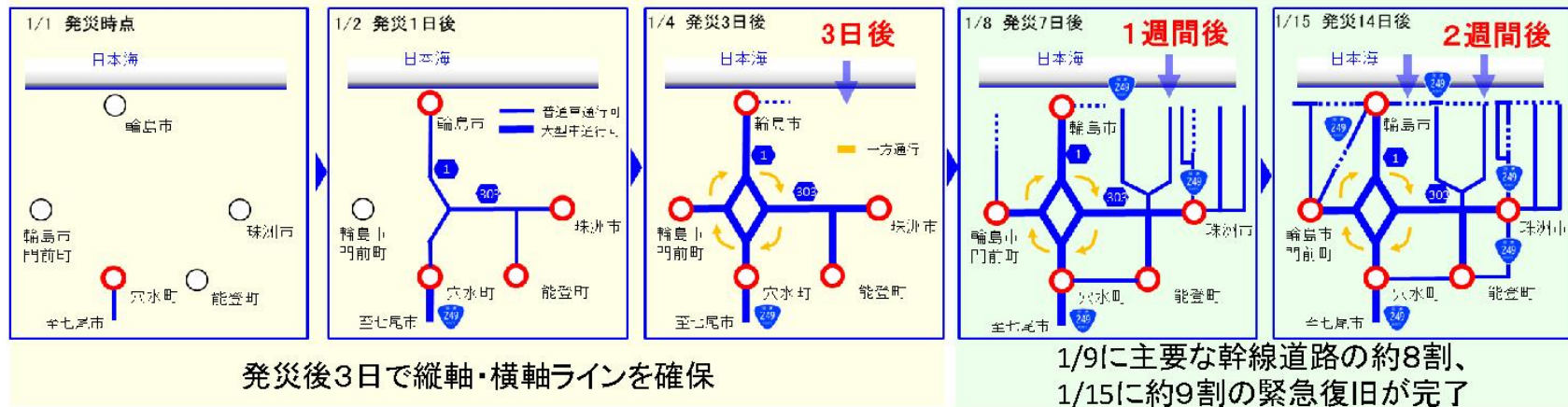
令和6年1月31日(水)7時00分時点
国土交通省・石川県

- : 国交省対応(走行可能)
- : 県対応(走行可能・その他でも作業を実施)
- : 自衛隊対応(走行可能)
- : 自動車専用道路(走行可能)
- ■ ■ : 自動車専用道路(走行不可)
- ✖ : 被災規模 大
- ★ : 孤立集落(内閣府防災資料)
- : 旧(復)業者作業箇所
- : 沿岸部への到達点

令和 6 年能登半島地震時の道路啓開

令和6年能登半島地震 能登半島 道路の緊急復旧の経緯

- <孤立集落の解消に向け、県・自衛隊と連携し、陸・海・空からくしの歯状の緊急復旧を以下の手順で実施>
- 1/2 七尾市から、輪島市役所、珠洲市役所、能登町役場まで普通車で通行を確保
 - 1/4 輪島市役所、珠洲市役所、能登町役場まで大型車が通行可能となり、縦軸・横軸ラインを確保
 - 1/8 「くしの歯」の「歯」になる幹線道路の緊急復旧を継続し、能登半島内陸及び海側から7ルートを確認
 - 1/15 日本海側へ9ルートを確認し、緊急復旧を加速。国道249号等半島内の主要な幹線道路の約9割で緊急復旧完了



○緊急復旧(道路啓開)作業の様子



写真①
県道1号 輪島市三井町での啓開作業(1月3日撮影)



写真②
深見海岸 海側からの重機運搬(1月14日撮影)



道路啓開計画の枠組み（法定化）

引用：国土交通省道路局

「新たな道路啓開計画の枠組み」（令和7年6月20日）

改正道路法における道路啓開の枠組み

道路啓開計画を法定化、実効性のある計画に基づいた道路啓開を実施（承認工事の特例の創設）

※道路啓開：土砂・瓦礫等、自然災害に伴う道路上の障害物除去

背景・必要性

能登半島地震等を受けた「道路啓開」の重要性の認識
（人命救助、ライフラインの早期復旧、孤立集落への交通確保）

激甚化・頻発化する
自然災害への対応強化

これまでの全国の
啓開実績の反映

改正概要

道路啓開計画の策定 及び 記載内容の明確化

対象災害、啓開目標、対象路線・区間、啓開方法、資材・機械の
備蓄・調達、訓練、情報の収集・伝達方法 等

→ 法定協議会（道路管理者＋関係機関）を経て決定

令和 6 年能登半島地震における道路啓開

- STEP1 各役所（輪島市、能登町、珠洲市）までのアクセス（縦軸・横軸）を確保
- STEP2 多数の孤立集落があるR249等の沿岸部へのアクセス（「くしの歯」の「歯」）を優先的に確保
- STEP3 R249等の沿岸部の孤立集落への啓開を実施



道路啓開の実効性の向上

① 管理区分を超えた啓開作業



事前に協議した対象路線に対し、当該道路管理者以外の者が円滑に作業できるよう措置

② 実践的な啓開訓練



多くの関係者の協力のもとで車両・ガレキ移動、倒壊電柱除却などの訓練を実施

③ 定期的な計画見直し



策定後の災害対応の実績や、地域の災害想定の見直し等を踏まえて計画を見直し

今後の予定

令和 7 年 4 月 1 6 日

改正道路法 公布・施行

令和 7 年 6 月 2 0 日
(本日)基本政策部会
新たな道路啓開計画の枠組み＜報告＞

令和 7 年 夏頃

道路啓開計画ガイドライン【地震・津波災害】策定・公表

※順次、他の自然災害について検討

令和 7 年 夏頃

広域ブロック単位
道路啓開計画法定協議会 設立

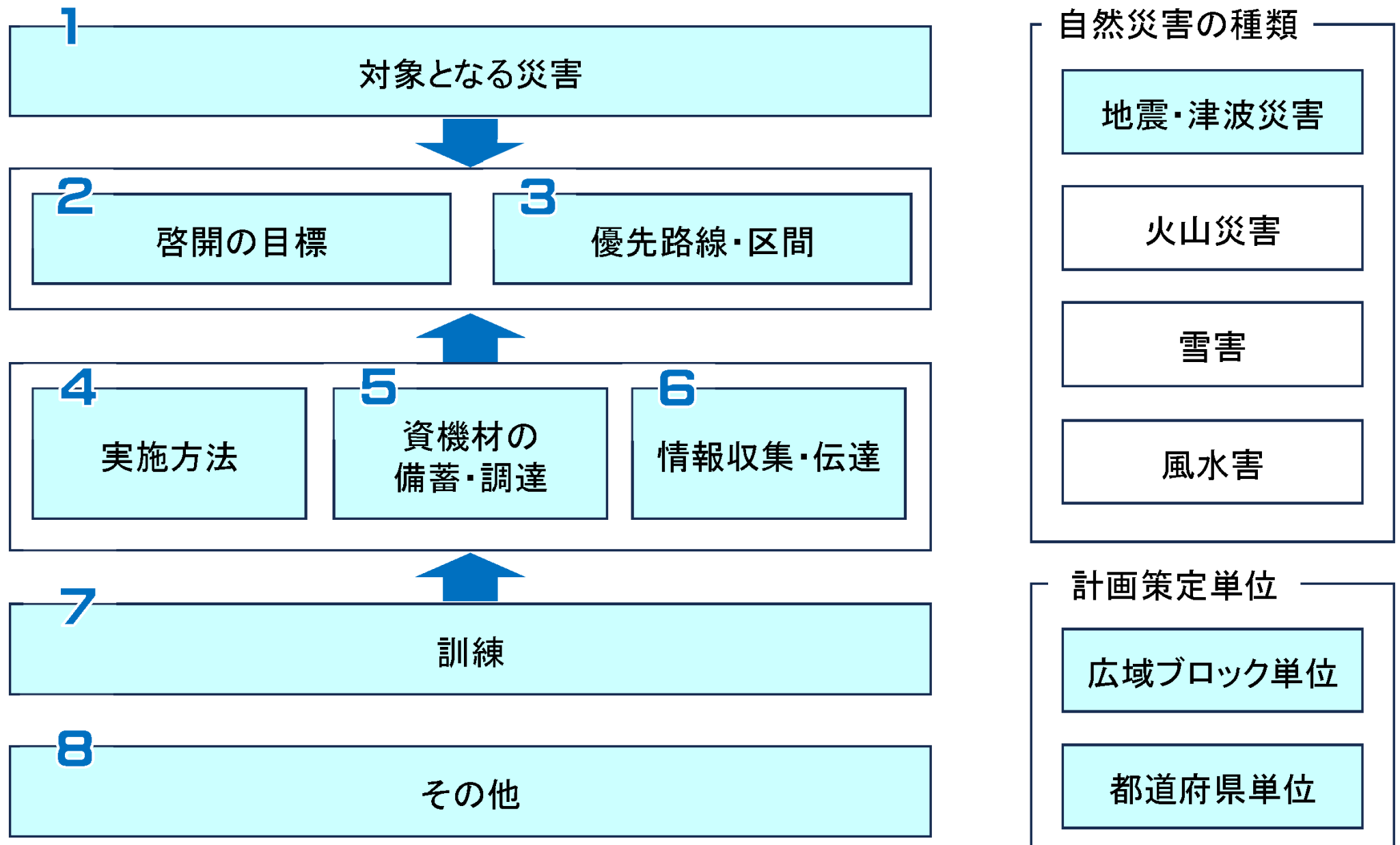
令和 7 年度内目標

広域ブロック単位
道路啓開計画 策定・公表都道府県単位
道路啓開計画法定協議会 設立

令和 8 年度内目標

都道府県単位
道路啓開計画 策定・公表

道路啓開計画の基本的な構成



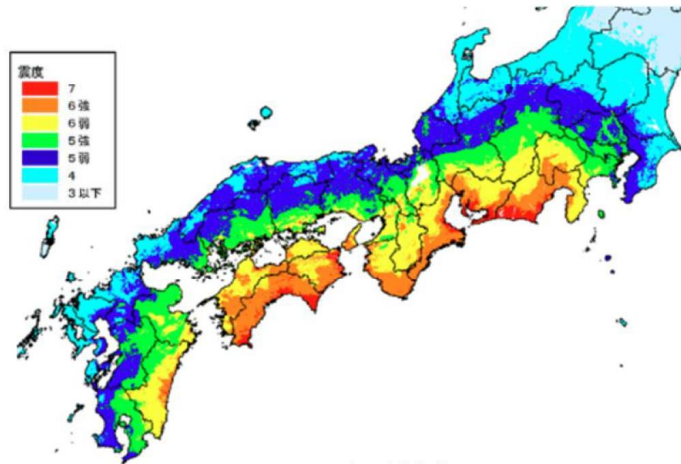
1. 対象となる災害

(1)

広域

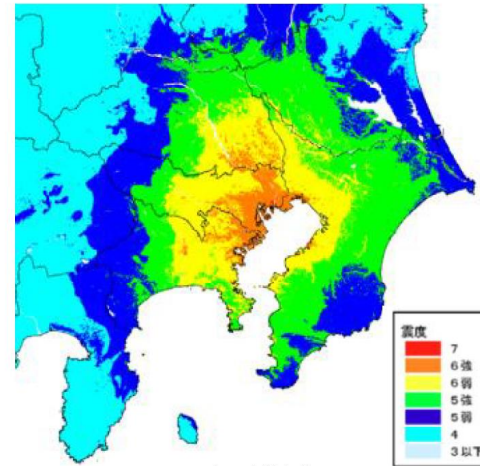
整備局等
ブロック単位

南海トラフ地震



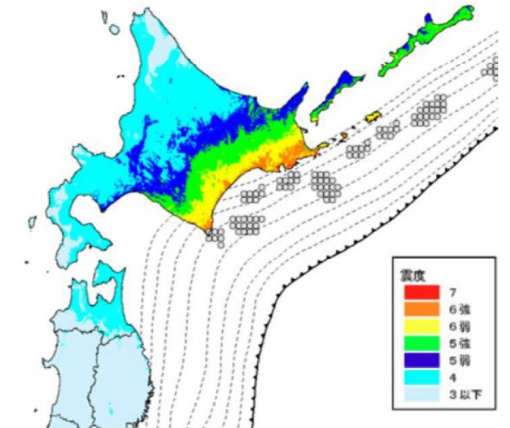
出展：中央防災会議

首都直下地震



出展：中央防災会議

日本海溝・千島海溝地震



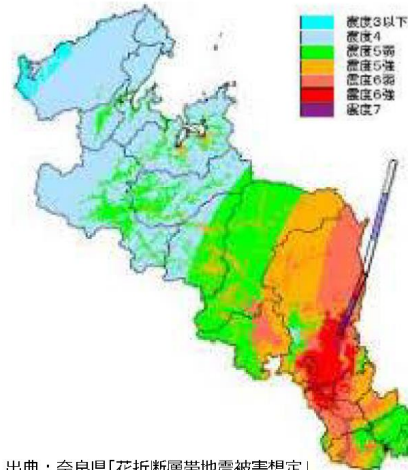
出展：中央防災会議

等

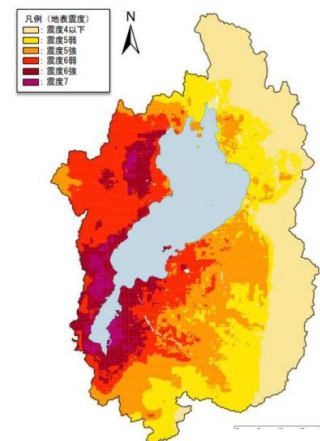
(2)

地域

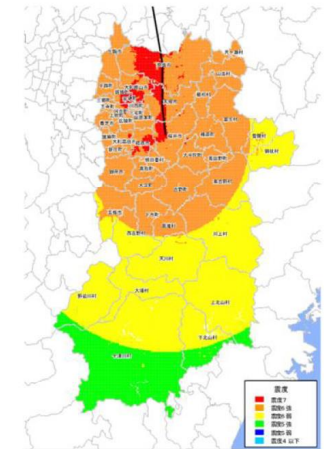
都道府県
単位

京都府
花折断層帯地震

出典：奈良県「花折断層帯地震被害想定」

滋賀県
琵琶湖西岸断層帯地震

出典：「滋賀県」地震被害想定

奈良県
奈良盆地東縁断層帯地震

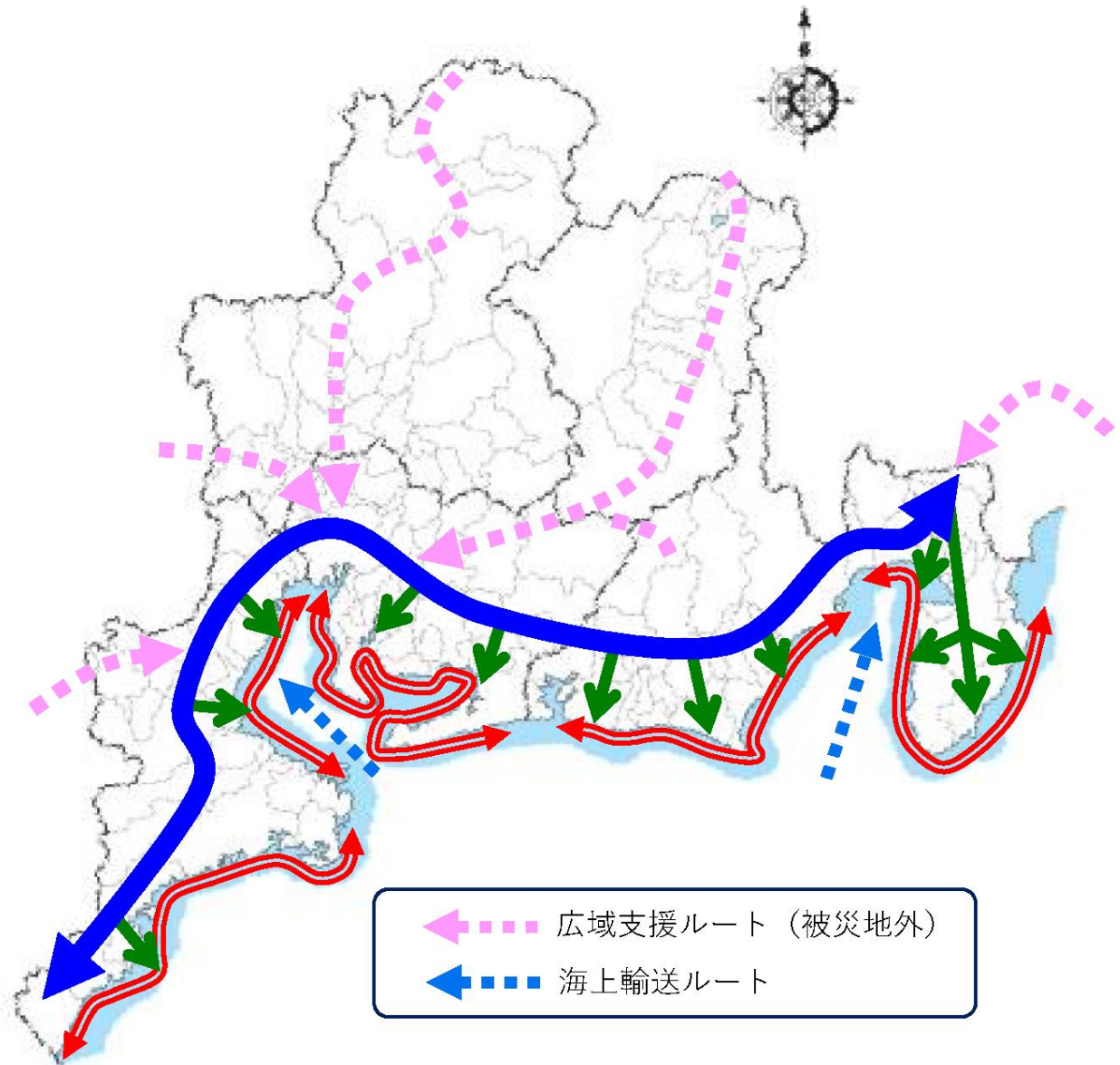
出典：奈良県「第2次奈良県地震被害想定調査報告書」

等

「2. 啓開目標」と「3. 優先路線・区間」

例：中部版「くしの歯作戦」（令和7年3月改訂）

中部地方幹線道路協議会
中部管理防災・震災対策検討分科会



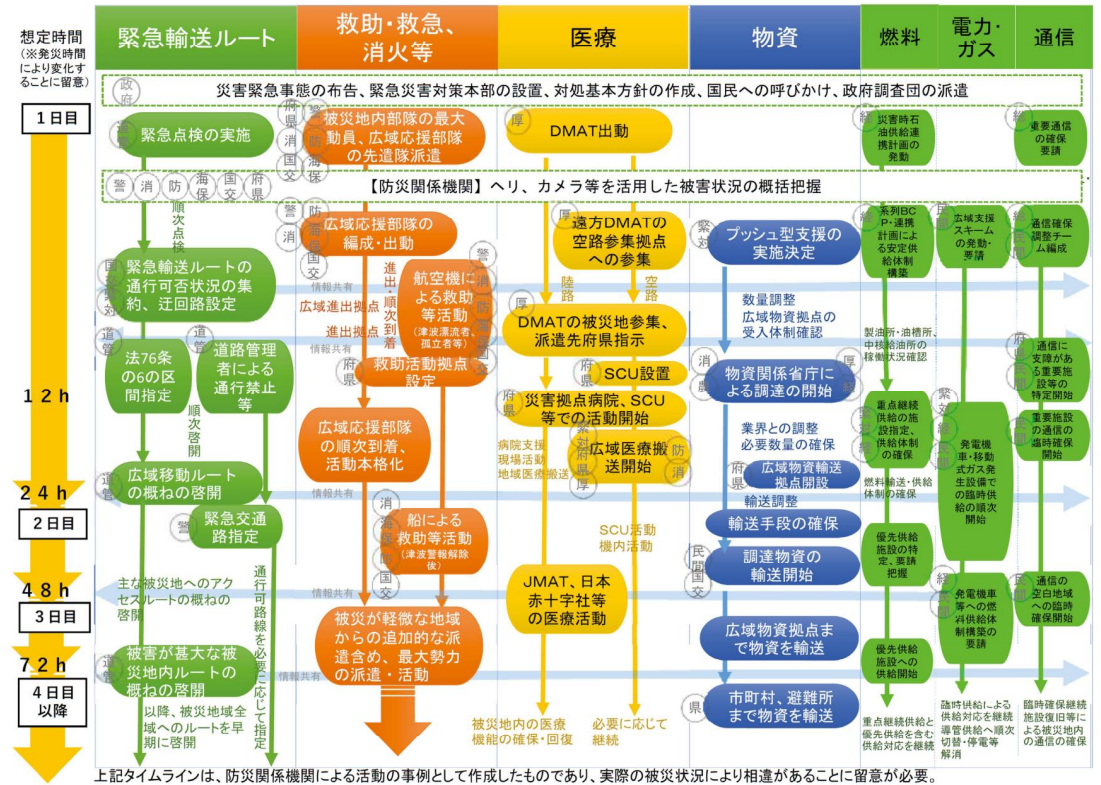
4. 実施方法＜タイムライン＞

**例：東北道路啓開計画【初版】
（令和6年12月）より抜粋**

想定時間 (目安)	災害 シナリオ	道路管理者				関係機関				関係業協会・事業者		
		市町村	県	東北地方整備局	NEXCO	警察	消防	陸上自衛隊	建設業協会	東北電力・東日本電信電話・レッカー協会		
0 h	大規模災害発生 津波警報発表 津波到達 (第2波以降も留意)	・道路巡視の開始（被災状況把握） ⇒状況に応じた通行止め措置 ・防災A/Cブザー等による被災状況把握		交通規制、誘導		救命救助活動	災害派遣要請受理	体制確保	体制確保			
		・津波浸水想定域の進入規制開始		救助・捜索活動		災害派遣活動	参集場所へ自主参集					
		・通行止め措置の開始（適時） ・迂回路の設定（通行可能路線の把握）										
		・参集場所責任者の指示により道路啓開作業を順次開始（津波浸水想定域は警報解除後）										
		・啓開路線・体制の共有										
		・協力要請（建設業協会、電力、NTT、レッカー協会）				協力要請受理						
		・災害法に基づく区間指定、通知（適時）				緊急交通路指定、通知						
		・道路啓開作業の開始（津波浸水想定域は警報解除後）										
		・啓開作業の指示、監督 ・関係機関との連絡調整（リエゾンによる地域の啓開要望の把握含む）		・被災者の確認 ・貴重品の確認 ・道路啓開作業 ・交通規制		・被災者の救助、搬送 ・危険物の処理		・被災者の搬送 ・道路啓開作業		・道路啓開作業 ・通行規制		・倒壊電柱等の撤去 ・放置車両の移動
		・道路の被災状況とりまとめ										
12 h	津波警報解除	・被災状況の共有 ※その後も適時実施										
		・道路の被災状況に応じた啓開ルートの再設定										
		・応急復旧工事の要請				応急復旧工事の実施		設備の応急復旧工事の実施				
		・高規格道路は、被災が小規模で啓開が容易な区間は12時間以内の啓開完了を目指す。 （被災が大規模で早期啓開が困難な区間は、並行する代替路も含めて12時間以内の緊急交通の確保を目指す）										
		・進入規制区間については、津波警報解除後に、被災状況の把握と、道路啓開作業を開始										
24 h		・啓開進捗状況の共有（随時）										
		・最重要防災拠点（アクセス優先度1）への到達を目指しつつ、優先すべき「啓開路線」の啓開を完了する										
48 h		・啓開進捗状況の共有（随時）										
		・重要防災拠点（アクセス優先度2・3）への到達を目指しつつ、全ての最重要防災拠点（アクセス優先度1）への啓開を完了する										
72 h		・啓開進捗状況の共有（随時）										
		・全ての重要防災拠点（アクセス優先度2・3）への啓開を完了する										
道路啓開完了		・啓開進捗状況の共有（ステップごとに）										
		・啓開路線の拡幅等を随時実施										
応急復旧完了		被災地内の通信確保、停電等解消										

※：津波災害の場合

**例：中国地方道路啓開計画
（令和7年1月）より抜粋**



New

4. 実施方法＜24条承認工事の特例＞

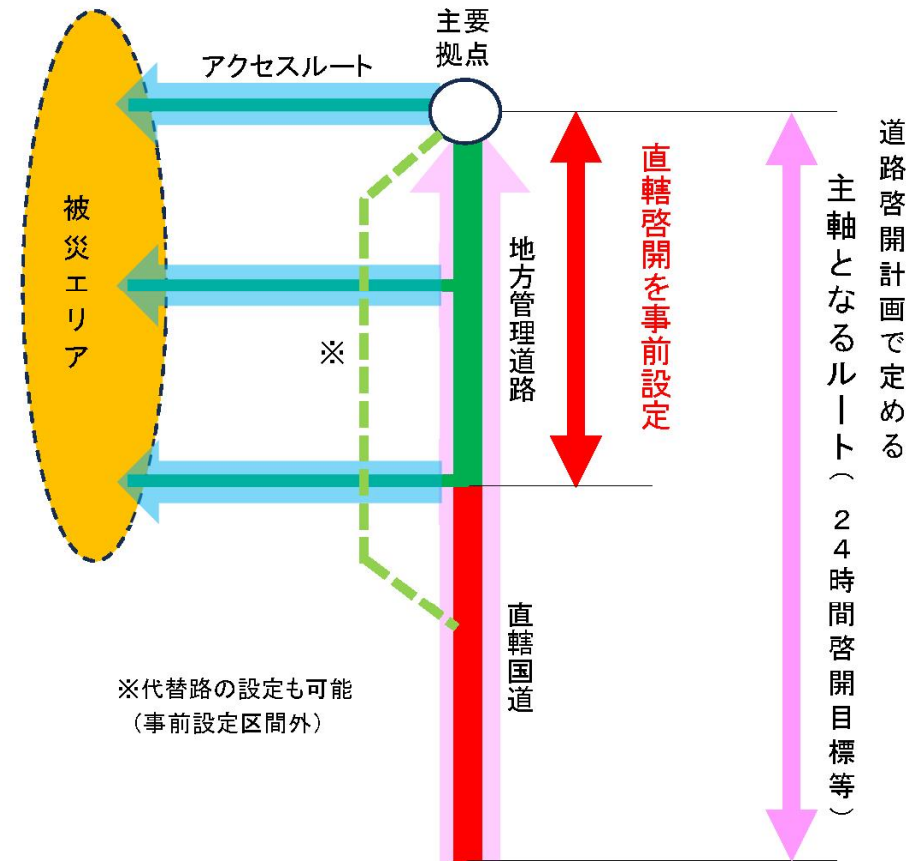
(1) 能登半島地震の実例

北陸地整が啓開支援した路線(令和6年1月5日時点)

- ・ 能登半島の軸となる路線について、主要な拠点(輪島市、珠洲市)までの区間を県からの要請に基づき直轄で啓開。
- ・ 道路啓開計画では、主に24時間で啓開する広域啓開ルートが中心。
- ・ のと里山海道は大きく被災したため、並行する国道249号を啓開。



(2) 今後の検討



地域の実情を踏まえて協議会で検討し、
道路啓開計画に反映

※大量の放置車両がある場合など、権限代行への移行の考え方も整理

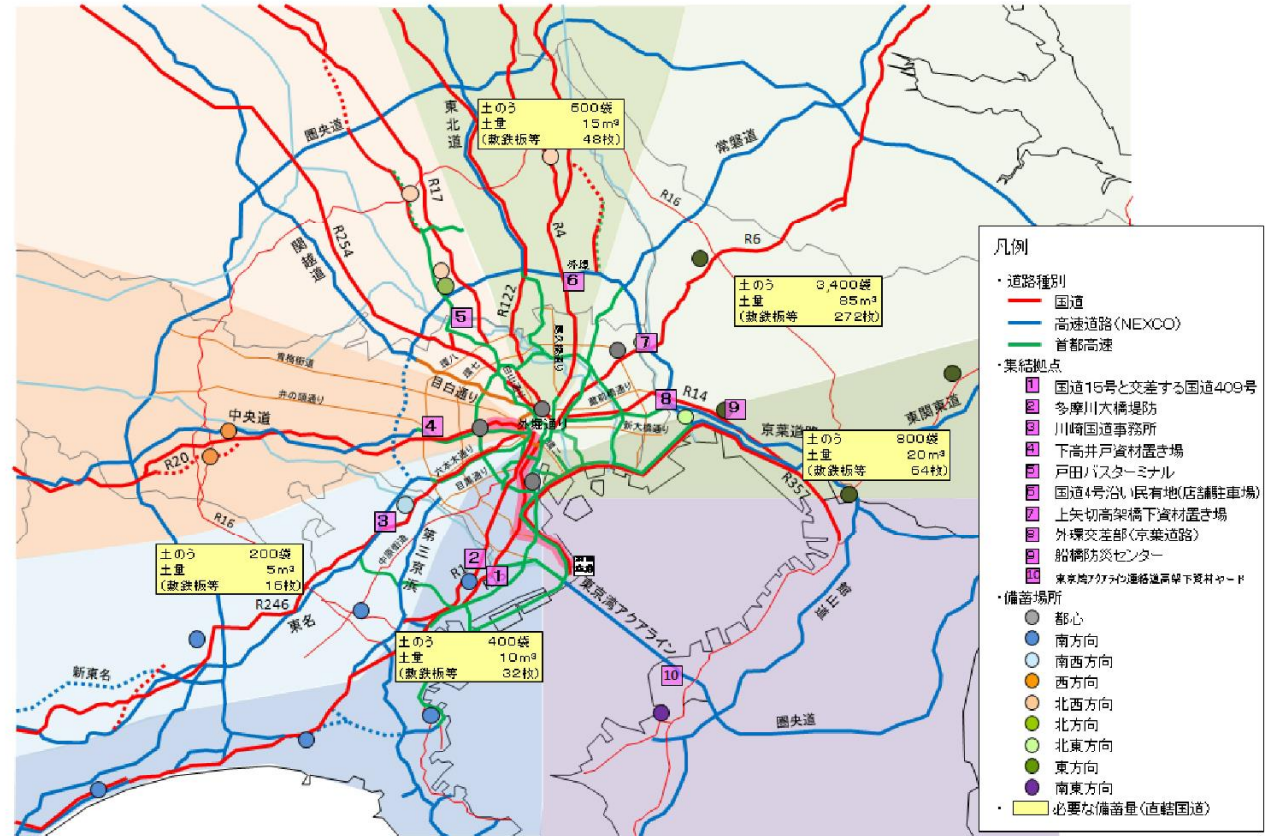
5. 資機材の備蓄・調達

例：首都直下地震道路啓開計画（第4版）（令和6年7月）より抜粋

■被災想定を踏まえた資機材料

方位	事務所名	路線名	資機材量(橋梁段差)※1		
			土のう (袋)	土量 (m ³)	敷鉄板等 (枚)
1. 南	横浜国道	R1	200	5	16
		R15	200	5	16
		小計	400	10	32
2. 南西	川崎国道	R246	200	5	16
3. 西	相武国道	R20	0	0	0
4. 北西	大宮国道	R17	0	0	0
		R254	0	0	0
		小計	0	0	0
5. 北	北首都国道	R4	600	15	48
6. 北東	首都国道	R6	1,800	45	144
		R14	1,600	40	128
		小計	3,400	85	272
7. 東	千葉国道	R357	800	20	64
合計			5,400	135	432

■資機材の備蓄場所



必要量

備蓄量

(要定期確認)

不足量

調達計画

＜関係機関との連絡体制＞

図1 災害発生時の関係機関の連携体制

この図は、災害発生時の関係機関の連携体制を示しています。図は4つの主要なレベルに分かれています。

国・府・省・庁等（中央）

- 内閣府 緊急災害対策本部（官邸）
- 国土交通省（本省）
- 防衛省（本省）
- 総務省 消防庁
- 警察庁

県・政令市の災害対策本部を中心とした連携

- 国土交通省 中部地方整備局 災害対策本部
- 県・政令市 災害対策本部
- 東部方面総監部 中部方面総監部
- 消防応援活動調整本部
- 県警本部
- 広域緊急援助隊

市町村の災害対策本部を中心とした連携

- 市町村 災害対策本部
- 各師団・旅団の派遣部隊（連隊・大隊等）
- 各市町村の消防本部（政令指定都市は消防局）
- 警察署

道路啓開の現地での連携・協働

- 国土事務所
- 土木事務所等 県道路公社
- 保安・サービスセンター 工事事務所対策本部
- 災害協定業者
- グループ会社 対策本部（各社）
- 道路管理職員、災害協定業者
- 救助作業実施部隊員（中隊・小隊等）
- 各地域の消防署員
- 各地域の警察署員

※静岡県は以下の体制

- 県 方面本部
- 東部地域局
- 中部地域局
- 西部地域局
- 賀茂地域局

■管内道路啓開ルートの確認・調整、方針決定、道路管理者、自衛隊・警察・消防との調整

（※上記の担任は応援部隊到着後を示す）

消防へ（119番通報による支援要請）

警察へ（各所轄の警察署へ支援要請）

図中の色と記号の凡例：

- 国・府・省・庁等（中央）
- 県・政令市の災害対策本部を中心とした連携
- 市町村の災害対策本部を中心とした連携
- 道路啓開の現地での連携・協働

参考：孤立情報の収集

例：〔石川県発表〕被災等の状況について（第24報令和6年1月8日14時00分現在）より抜粋

令和6年能登半島地震による被害等の状況について（危機管理監室）



2	孤立集落・要支援集落等	※人数は市町からの報告値（不明箇所等の詳細は確認中）
	輪島市の孤立集落	
	大屋(182人)、河原田(不明)、鵜巣(729人)、町野(104人)、南志見(222人)、西保(814人)、仁岸(7人)、小山(26人)、諸岡(61人)、上河内(7人)、小石(8人)、本郷(3人)、浦上(303人)、七浦(351人)等	14地区 2,817人
	珠洲市の孤立集落	
	真浦(4人)、清水(15人)、仁江(43人)、片岩(37人)、長橋(50人)、大谷(346人)、宝立町大町(不明)	7地区 495人 ※宝立町小屋は孤立解消済み。引き続き支援。
	穴水町の孤立集落	
	麦ヶ浦(20人)	1地区 20人
	能登町の孤立集落	
	水滝(5人)、柳田信部(8人)	2地区 13人
		合計24地区 3,345人

※その他、被災地域全域に要支援集落等が存在

※孤立集落

中山間地域、沿岸地域、島嶼部などの地区及び集落において、以下の要因等により、道路交通及び海上交通による外部からのアクセス（四輪自動車で行き来可能かどうかを目安）が途絶し、人の移動・物資の流通が困難もしくは不可能となる状態となっている集落。

- 地震、風水害に伴う土砂災害等による道路構造物の損傷、道路への土砂堆積
- 地震動に伴う液状化による道路構造物の損傷
- 津波による浸水、道路構造物の損傷、流出物の堆積
- 地震または津波による船舶の停泊施設の被災

※要支援集落：孤立は解消されたが、引き続き支援が必要な地域

7. 実践的な訓練

これまで（不定期）

放置車両の移動



災害発生時に緊急車両の通行の妨げとなる放置車両を移動するための作業手順などを確認



今後の充実（毎年の計画的な実施）

倒壊した電柱や倒木の撤去

孤立集落解消やライフラインの迅速な機能復旧に向けた優先ルートを選定

被災情報等の収集や建設業者等への情報の伝達

海路、空路等を活用した啓開ルート確保

等

8. その他

- ① 協議会の設置・運用
- ② 定期的な計画見直し
- ③ 電柱倒壊等のリスク
- ④ 道の駅の活用
- ⑤ 道路ネットワークの課題
- ⑥ 複合災害への対応



能登半島地震により倒壊した電柱



実働部隊が集積する「道の駅」

附帯決議 <衆議院>（令和7年3月26日）

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

- 一、令和六年能登半島地震により、道路啓開計画を事前に準備し、平時における訓練等を通じて災害時対応の実効性を向上させることが重要であることが改めて認識されたことに鑑み、道路啓開計画が未整備の地域が生じないよう、国が主体的に取り組むとともに、都道府県等を積極的に支援すること。また、発災直後の道路啓開実施が着実に行われるよう、制度の適切な運用を図ること。
- 二、原子力発電施設等立地地域における道路啓開計画を策定するに当たっては、地震や津波等との複合災害時に被災者の避難を最優先にする観点から、原子力災害の特性に応じたものを策定すること。
- 三、災害発生時において道路啓開を含む緊急復旧等を機動的に実施するため、その担い手となる地域建設業者や道路管理者等が平時から十分な資機材を確保しておくことが可能となるよう、維持管理費用に配慮するなど財政支援等に必要な予算を確保するなどの環境整備を図ること。また、道路管理者においても資機材を確保すること。
- 四、広域的な支援拠点としての観点から、「防災道の駅」の追加選定を戦略的に行うとともに、「防災道の駅」以外であっても防災上の位置付けを有する道の駅については、当該道の駅における施設や自動車駐車場の耐震性の向上等が図られるよう、財政的支援の強化に努めること。
- 五、地方公共団体や民間事業者が、災害時に派遣可能なトイレコンテナ等を設置することについて、無利子貸付以外にも支援措置を充実させること。
- 六、災害時における高付加価値コンテナの更なる活用促進を図る観点から、本法による占用許可基準の緩和措置や各種支援制度を周知し、民間事業者等による保有を促進するとともに、道路管理者自らもその保有に努めること。また、民間事業者等が保有するものを含め、災害時に活用できる高付加価値コンテナの配備状況を把握し、発災時に円滑な運用がなされるよう必要な取組を行うこと。
- 七、道路空間における脱炭素化施設等の導入促進のために民間事業者が活用できるための道路占用基準の運用に当たっては、道路自体の脱炭素化に資するものであるものを優先し、新たな利権の発生につながらないよう公平公正な基準を設けること。
- 八、都市災害の減少や都市景観の向上を図り、交通渋滞などに繋がる地中・道路の地下に埋設されている上下水道、電気、ガス、電話等のライフライン関係の改修工事において、共同溝の導入や、共同工事・集中工事で、効率的な道路工事の実施を進めること。

附帯決議 ＜参議院＞（令和7年4月8日）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一. 令和六年能登半島地震により、道路啓開計画を事前に準備し、訓練等を通じて災害時対応の実効性を向上させることが重要であると改めて認識されたことに鑑み、道路啓開計画が未策定の地域が生じないよう、国が主体的に取り組むとともに、都道府県等を積極的に支援すること。また、発災直後の道路啓開が着実に実施されるよう、制度の適切な運用を図ること。
- 二. 原子力発電施設等立地地域における道路啓開計画の策定に当たっては、地震や津波等との複合災害時に被災者の避難を最優先にする観点から、原子力災害の特性に応じたものとなるようにすること。
- 三. 災害発生時において道路啓開・緊急復旧等を機動的に実施するため、その担い手となる地域建設業者や道路管理者等が平時から十分な資機材を確保できるよう、維持管理費用を含めた財政支援等に必要な予算を確保するなどの環境整備を図ること。また、道路管理者においても資機材の確保に取り組むこと。
- 四. 広域的な支援拠点として「道の駅」を活用する観点から、「防災道の駅」の追加選定を戦略的に行うとともに、「防災道の駅」以外の防災上の位置付けを有する「道の駅」については、その施設や自動車駐車場の耐震性の向上等が図られるよう、財政支援の強化に努めること。
- 五. 地方公共団体や民間事業者が、災害時に派遣可能なトイレコンテナ等を設置することについて、無利子貸付以外にも支援措置を充実させること。また、その設置に当たっては、高齢者、障害者や子ども連れなどにも利用しやすい環境を確保するため、バリアフリーに十分な配慮がなされるよう、所要の措置を講ずること。
- 六. 災害時における高付加価値コンテナの更なる活用促進を図る観点から、本法による占用許可基準の緩和措置や各種支援制度を周知し、民間事業者等による保有を促進するとともに、道路管理者においてもその保有を進めること。また、民間事業者等が保有するものを含め、災害時に活用できる高付加価値コンテナの配備状況を把握するとともに、発災時に円滑な運用がなされるよう必要な取組を行うこと。
- 七. 地方公共団体における技術系職員減少等に対応し、効率的な道路管理を実現するため、連携協力道路制度が積極的に活用されるよう、同制度の具体的な活用方策を示すなどして道路管理者間の連携・協議を促すとともに、必要な助言等を行うこと。また、道路の維持管理の省力化に資する新技術の開発や活用の促進に努めること。あわせて、技術系職員の確保に向け、職業としての魅力向上のための対策を講ずること。
- 八. 道路空間における脱炭素化施設等の導入に当たり民間事業者が活用することとなる道路の占用に係る許可基準の運用に当たっては、道路自体の脱炭素化に資するものを優先し、新たな利権の発生につながらないよう公平公正な基準を設けること。
- 九. 道路空間におけるライフライン関係の改修工事において、都市型災害の防止や都市景観の向上に資する共同溝の導入、交通渋滞の軽減等に資する共同工事・集中工事の採用などにより、効率的な工事の実施を推進すること。

中部道路啓開計画【地震・津波編】の概要

引用：中部道路啓開計画協議会

「中部道路啓開計画【地震・津波編】（概要）」（令和8年3月）

目的

令和6年1月に発生した能登半島地震においては、人命救助やライフラインの早期復旧、孤立集落への交通確保のための道路啓開の重要性が再認識された。これを踏まえ、令和7年に道路法等を改正し、道路啓開計画が法定化された。

中部地方では、南海トラフ地震による甚大な地震・津波被害が広範囲に想定されており、発災時に緊急車両の通行を確保し、迅速な救命・救助活動等を支援する道路啓開が極めて重要である。道路啓開作業を迅速かつ円滑に実施するために実効性のある道路啓開計画を作成する。

計画の概要

○対象災害

- 震度6弱から震度7の強い揺れが広範囲に発生し、沿岸地域に巨大津波の襲来が想定される「南海トラフ地震※」クラスの地震・津波災害を対象とし、津波等による甚大な被害が想定される沿岸3県（静岡県、愛知県、三重県の118市町村）を対象とした道路啓開計画を策定する

○道路啓開の目標、優先的に道路啓開を実施する路線・区間

- 津波により甚大な被害が想定される沿岸部の被災地内のルートを発災から概ね72時間内に啓開
- 優先啓開路線・区間は、各県の地域防災計画で定める緊急輸送道路の中から選定することを基本
- 能登半島地震の教訓を踏まえ、半島部における救助救援活動の支援において空路・海路を活用



図1：優先啓開路線

表1：優先的に道路啓開を実施する路線・区間

広域支援ルート (STEP1:概ね24時間以内)	津波による甚大な被害が少ないと想定される内陸部の幹線道路等で広域応援部隊が広域進出拠点および進出拠点へ移動するためのルート
被災地進出ルート (STEP2:概ね48時間以内)	広域支援ルートから甚大な被害が想定される沿岸部の被災地内ルートや被災地周辺の救助活動拠点へ向かうためのルート
被災地内ルート (STEP3:概ね72時間以内)	甚大な被害が想定され、孤立の危険性が高い沿岸部の被災地内を通るルートや被災地内の救助活動拠点等に向かうためのルート

これらのルートから各種拠点を結ぶ拠点アクセスルートを別途設定

表2：広域応援部隊が進出・活動するための拠点

広域進出拠点 ●	災害発生直後、直ちに広域応援部隊が被災地方面に向かって移動する際の一次的な目標となる拠点（大規模な広域防災拠点を含む）
進出拠点 ●	広域応援部隊が応援を受ける被災地方面に向かって移動する際の目標となる拠点
救助活動拠点 ●	各部隊が被災地において部隊の指揮、宿営、資機材集積、燃料補給等を行うため、速やかに確保すべき拠点

上記の他、人命救助や緊急物資輸送のための防災拠点を別途設定

○道路啓開の方法（管理区分を超えた道路啓開）

- 啓開作業を担う企業、団体を啓開路線毎に予め設定
- 本来道路管理者に代わって国が啓開する路線を設定（直轄啓開予定道路）

表3：直轄啓開予定道路の路線・区間

(伊豆半島)	
路線設定の考え方	半島先端にある主な拠点(下田市役所(河内庁舎))までの主軸となる区間を設定
直轄啓開予定道路	【静岡県および静岡県道路公社管理道路】(合計 約47km) 国道136号、伊豆中央道、修善寺道路、国道414号
(渥美半島)	
路線設定の考え方	津波浸水域の救助活動における主な拠点(赤羽根文化広場)までの主軸となる区間を設定
直轄啓開予定道路	【愛知県管理道路】(合計 約22km) 県道406号、国道42号
(志摩半島)	
路線設定の考え方	進出拠点(防災道の駅「伊勢志摩」)までの主軸となる区間を設定
直轄啓開予定道路	【三重県管理道路】(合計 約25km) 県道37号、国道42号、国道167号



<凡例>
名称：啓開目標（概ね）
STEP1：24時間以内
STEP2：48時間以内
STEP3：72時間以内
直轄啓開予定区間
直轄管理区間
● 主な拠点



図2：直轄啓開予定道路

- 直轄啓開の発動条件は、
各々の直轄啓開予定道路の存する市町村※のいずれかにおいて、震度6強以上を観測した場合とする

※具体的な市町村

【伊豆半島：函南町、伊豆の国市、伊豆市、河津町、下田市】、【渥美半島：豊橋市、田原市】、【志摩半島：伊勢市、鳥羽市、志摩市】

計画の概要

○資機材の備蓄・調達

- 被災量および道路啓開に必要な資機材量を算定し、道路管理者と災害協定業者の保有する資機材量（備蓄量）と比較した
- 資材は想定必要量に対し、備蓄量が上回っており、不足は生じない想定となった
- 機材は一部で不足が生じる可能性があるため、レンタル事業者等との災害時協定の充実を図るなど、発災時における機材調達の体制を構築する
- 発災時に想定を超える資機材が必要となった場合には、長野県・岐阜県を含めた中部ブロック全体で、資機材を融通して対応し、さらに不足する場合は、北陸地方整備局または関東地方整備局より受援予定

被災分類	被災量	必要な資機材量		比較	備蓄量 (道路管理者+災害協定業者)		不足量	
がれき	257,936m ³	大型土のう	9,975袋	比較	大型土のう	95,027袋	大型土のう	充足
橋梁段差	2,021橋台	土砂	4,612m ³		土砂	566,246m ³	土砂	充足
橋梁流出	11橋	RC-40	8,317m ³		RC-40	51,379m ³	RC-40	充足
落橋	9橋	バックホウ	883台		バックホウ	2,784台	バックホウ	充足
斜面崩壊	196箇所	ブルドーザ	335台		ブルドーザ	203台	ブルドーザ	132台 ※
		タイヤローラ	307台		タイヤローラ	263台	タイヤローラ	44台 ※
		振動ローラ	298台		振動ローラ	66台	振動ローラ	232台 ※

※不足する資機材は、隣接する整備局より受援予定

図3：資機材の備蓄・調達

○実践的な訓練

- 道路啓開の実効性を高めるため、道路管理者のほか、警察、消防、自衛隊、建設関連団体、ライフライン事業者、医療関係、技術系NPO等が参加する実践的な訓練を実施
- 道路啓開における実効性の向上と広域連携の強化を図るため、ブロック全体での訓練とともに、実際に啓開作業を担う各県単位の訓練についても年1回以上実施

表4：道路啓開訓練計画

訓練メニュー	実施単位	
	ブロック	各県
初動対応		
優先啓開ルートの選定訓練	隔年	—
ドローン等を活用した被災情報収集	—	隔年
道路啓開		
放置車両等の移動	各県単位の訓練と合同実施（持ち回り）	隔年での実施計画を策定
土砂・瓦礫撤去、段差解消		
倒壊電柱や倒木撤去		
道路啓開中の人命救助・財産物の移動		
海路・空路を活用した道路啓開		
連絡体制確認		
情報収集・伝達訓練	毎年	—
管理区分を超えた道路啓開の手順	—	隔年
通信手段確保		
拠点事務所・参集場所の開設・参集	—	隔年

※計画案であり、年度毎に訓練項目を決定のうえ訓練を実施



参集場所の開設と情報伝達



倒壊電柱の撤去



LCAC訓練

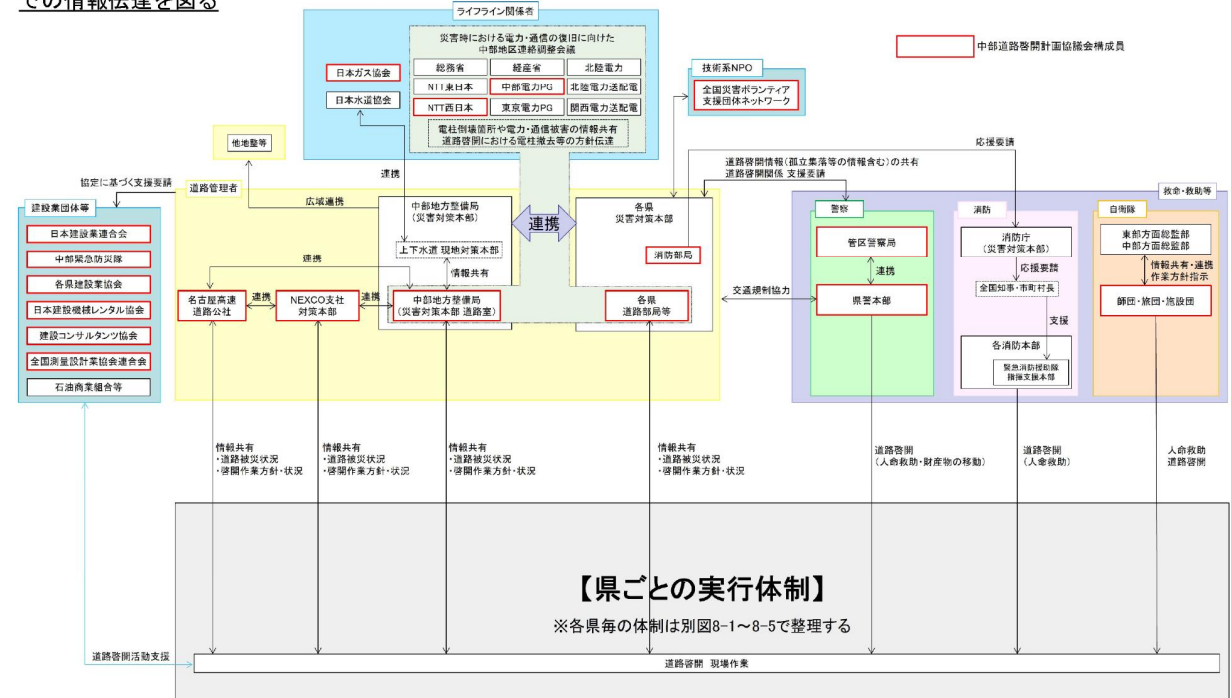


衛星携帯による情報共有

写真1：情報伝達・実動訓練

○情報収集・伝達

- 道路の被災状況や集落の孤立等に関する情報を道路管理者および関係機関で迅速に収集・伝達できる体制を構築
- 公衆通信網が途絶した場合でも、衛星通信車・衛星携帯などの代替手段を確保するとともに、あらかじめ設定した参集場所での情報伝達を図る



【県ごとの実行体制】

※各県毎の体制は別図8-1～8-5で整理する

図4：道路啓開指揮系統・連絡体制（地震災害・津波災害）

計画の概要

○計画の見直し

- ・本計画は、道路管理者と関係機関で構成する「中部道路啓開計画策定協議会」での審議およびワーキンググループで議論のうえ策定
- ・策定後は、被災想定の見直しや災害対応の教訓等を踏まえ、少なくとも5年に1回計画を見直す

○「道の駅」の活用

- ・災害時の「道の駅」の迅速な活用と防災機能の強化に向け、各「道の駅」の位置や防災機能の現状を地図上で整理
- ・広域支援ルート上の主要な「道の駅」のうち、広域進出拠点等として11箇所を位置づけて活用

○静岡県駿東郡小山町	道の駅「ふじおやま」▲
○静岡県駿東郡小山町	道の駅「すばしり」▲
○静岡県伊豆市	道の駅「伊豆月ヶ瀬」●▲
○静岡県静岡市・藤枝市	道の駅「宇津ノ谷峠」▲
○静岡県掛川市	道の駅「掛川」▲
○愛知県豊橋市	道の駅「とよはし」●▲
○愛知県岡崎市	道の駅「藤川宿」▲
○愛知県額田郡幸田町	道の駅「筆柿の里・幸田」●▲
○愛知県西尾市	道の駅「にしお岡ノ山」▲
○三重県津市	道の駅「津かわげ」●▲
○三重県志摩市	道の駅「伊勢志摩」●

●：防災道の駅
▲：防災拠点自動車駐車場



静岡県伊豆市 道の駅「伊豆月ヶ瀬」



愛知県豊橋市 道の駅「とよはし」

○優先啓開ルート上のリスクの整理と迂回路の設定

- ・優先啓開路線について、浸水想定区域、無電柱化の未整備区間、落橋のおそれ、盛土・法面の崩壊リスク等を地図上に整理し、可視化
- ・例えば、落橋や盛土崩壊のおそれがある箇所については、あらかじめ迂回路を設定

○地域の道路ネットワークの課題等の整理

- ・南海トラフ巨大地震等の大規模災害時には、中部圏周辺地域の同時被災も想定されることから、太平洋側と日本海側の二面活用による物流・人流の広域的な代替補完体制の強化が必要
- ・このため、中部圏と北陸圏を結ぶ南北軸、太平洋側の東西軸の広域交通ネットワークの拡充に加え、広域的な救命・救援活動を支える優先啓開ルートにおける隘路となる箇所の整備が必要
- ・特に半島部においては、地形的制約から被災地への陸路でのアクセスが限定されるため、地震に強い道路ネットワークの整備が求められる
- ・また、津波浸水による被災リスクの高い三重県東紀州地域における内陸部ルートのミッシングリンク解消による災害時対応の強化も課題

（参考）

三重県紀北町の事例では、平成16年台風21号により約2万人が孤立したが、平成25年豪雨時では供用した紀勢自動車道が迂回路として機能し、孤立は発生せず、ミッシングリンク解消の効果と重要性が示された

出典：
新広域道路交通計画（中部ブロック版）
令和3年3月から引用、一部追記

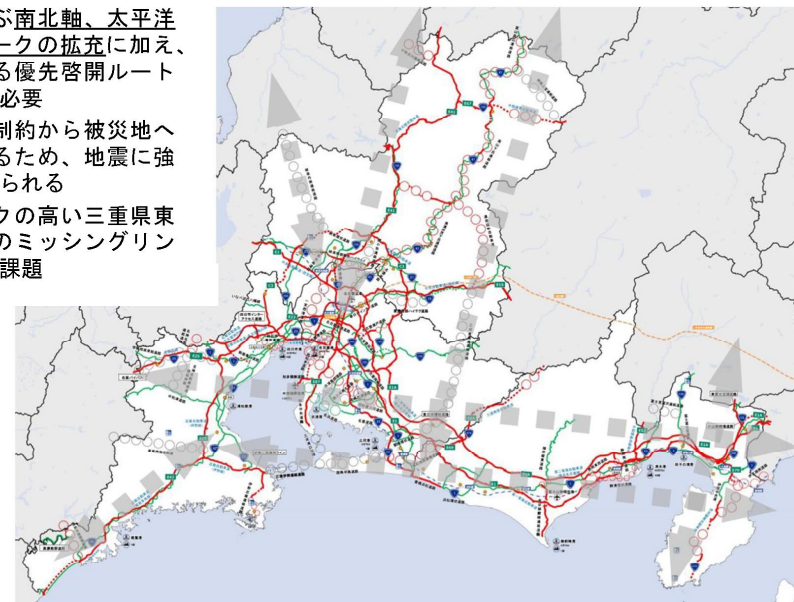


図5：大規模災害時の東西軸・南北軸の広域交通ネットワークのイメージ

○複合災害への備え

【他の自然災害との複合災害】

- ・地震・津波発生後に、同時もしくは後発で発生する災害として豪雨、火山を想定しシナリオを設定リスク等を地図上に整理し、関係者間で共有

【原子力災害との複合災害】

- ・浜岡原子力発電所の原子力災害発生時の避難ルートと本計画で設定する道路啓開ルートを確認
- ・複合災害の発生時には、関係機関と連携し、避難ルートについても道路の被災状況を速やかに把握した上で、道路啓開の優先啓開ルートの調整を図る
- ・浜岡原子力発電所に関する防災訓練として、建設業者との情報伝達に関する訓練を実施する

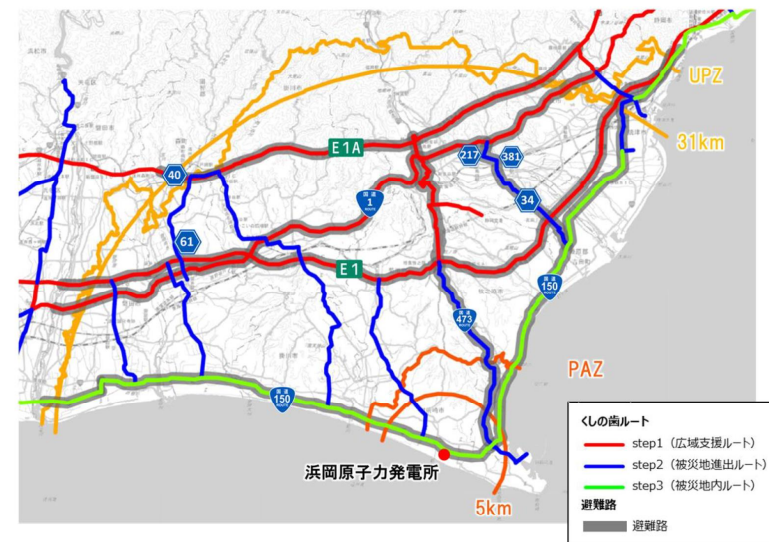


図6：優先啓開ルートと原発に係る基本的な避難ルート

県計画策定に関する背景・動向・位置づけ

道路啓開計画の位置付け、概要

静岡県道路啓開計画は、幹線道路を軸として、「沿岸地域の被災地への啓開ルート」を設定する中部道路啓開計画に加え、静岡県東部・中部・西部地域の道路啓開計画（中部くしの歯作戦の県版）で設定している、「沿岸地域の被災地内の啓開ルート」及び「中山間地域の被災地への啓開ルート」並びに「被災地内の啓開ルート」を反映することにより、静岡県内の道路啓開の実効性向上を目指すものである。

	計画	位置付け	概要
道路啓開計画	中部道路啓開計画	中部地方全体を対象とした啓開計画	・幹線道路を軸として、沿岸地域の被災地への啓開ルート設定
	静岡県道路啓開計画	県内を対象とした啓開計画	・沿岸地域の被災地内の啓開ルート設定 ・幹線道路を軸とした中山間地域の被災地への啓開ルート、被災地内の啓開ルート設定
道路啓開オペレーション計画	中部くしの歯作戦 （道路啓開オペレーション計画）	中部道路啓開計画の行動計画	・幹線道路を軸として、沿岸地域の被災地への啓開ルート確保のための対応手順
	東部・中部・西部 地域道路啓開計画	静岡県道路啓開計画の行動計画	・沿岸地域の被災地内への啓開ルート確保のための対応手順 ・幹線道路を軸とした中山間地域の被災地への啓開ルート、被災地内の啓開ルート確保のための対応手順

静岡県道路啓開計画検討の検討事項

静岡県道路啓開計画の検討事項

法定計画として作成する静岡県道路啓開計画は、道路法※及び道路啓開計画ガイドラインに基づき、以下事項を検討する。

第1号 対象となる災害種類 ・ 南海トラフ地震及び相模トラフ地震を設定	第2号 道路啓開の目標 ・ ルート種別ごとに啓開の目標時間を設定	第3号 優先啓開路線の設定 ・ 拠点を整理し、国・県・市町等で優先するルートを設定 ・ 孤立集落を考慮した拠点の整理	第4号 道路啓開の方法 ・ 実施計画、タイムラインの作成 ・ 道路啓開完了後(72h)の応急復旧のタイムライン作成
第5号 資機材の備蓄・調達 ・ 必要資機材量と備蓄数量・保有資機材状況を整理 ・ 不足量への対応	第6号 実践的な訓練 ・ 中部道路啓開計画と連携した訓練計画の作成	第7号 情報収集・伝達 ・ 被害状況、道路啓開啓開進捗状況を共有するため、情報連絡システムを策定	第8号 その他 ・ 複合災害の扱いや道の駅の活用等を検討

今後の進め方

○ 令和 8 年度末に静岡県道路啓開計画（地震・津波編）を策定する

令和8年 10月14日

静岡県道路啓開計画協議会（第 1 回）

※静岡県道路啓開計画協議会の規約、計画の策定方針・内容提示 等

令和8年 11月上旬
（予定）

静岡県道路啓開計画策定WG（立上げ）

静岡県道路啓開計画策定WG（第 1 回）

静岡県道路啓開計画策定WG（第 2 回）

令和9年 2月上旬
（予定）

静岡県道路啓開計画協議会（第 2 回）

※静岡県道路啓開計画（素案）の提示
最終確定案に向けた微修正のための意見照会のアナウンス 等

令和9年 3月中旬
（予定）

静岡県道路啓開計画協議会（第 3 回）

※静岡県道路啓開計画（最終案）の確定採決

令和9年 3月末（目標）

静岡県道路啓開計画（地震・津波編） 策定

静岡県道路計画協議会ワーキンググループについて

- 検討事項については実務担当者で組織する**静岡県道路啓開計画策定ワーキンググループ**（以下、**静岡県道路啓開WG**という。）で検討・協議を実施

【静岡県道路啓開WG 検討事項】

- ・具体計画図(案)の調整
- ・各種拠点、被害想定算出に必要な各種データ
- ・保有時材料の確認

など

【静岡県道路啓開WG 構成員】

東部・中部・西部地域道路啓開検討会の会員を予定

【静岡県道路啓開WG スケジュール】

【第1回WG】

第1号～第8号関係への意見、整理

令和8年11月下旬予定

【第2回WG】

第1号～第8号関係の案提示

令和9年 1月中旬予定

第1号関係 対象となる災害の種類

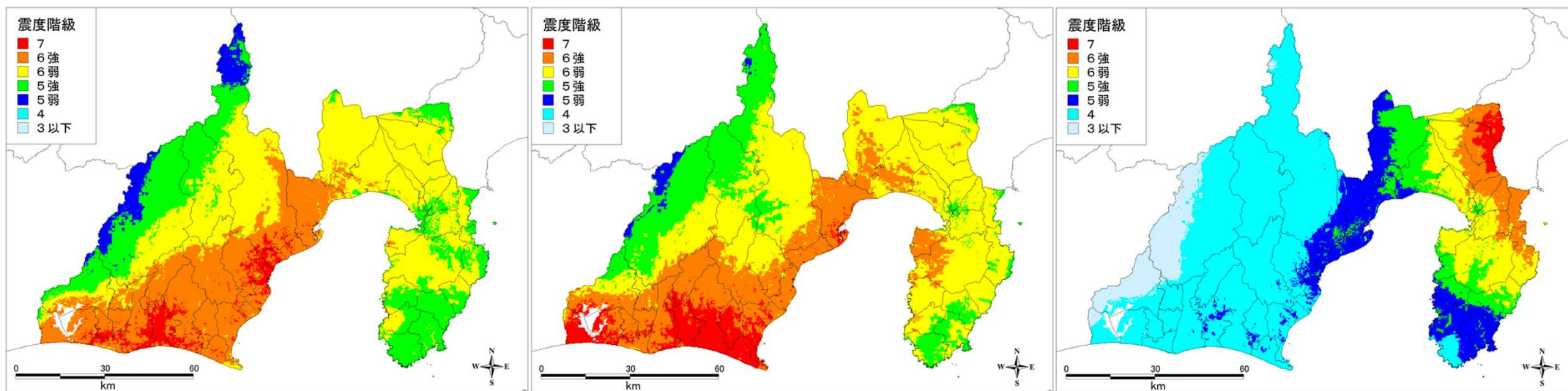
【ガイドラインで定める要件】

○広域ブロック単位・都道府県単位の対象災害を設定

【県道路啓開計画の対応方針】

○静岡県地域防災計画で想定している**南海トラフ巨大地震・相模トラフ沿いで発生する地震**を対象とする

<対象災害に関する最新の被害想定等>



南海トラフ巨大地震（基本ケース）

南海トラフ巨大地震（東側ケース）

相模トラフ沿いで発生する地震
（元禄型関東地震）

第2号関係 道路啓開の目標

【ガイドラインで定める要件】

○被災地へのアクセスルートの道路啓開目標（発災から概ね72時間以内）

【県道路啓開計画の対応方針】

○**ルート種別ごとに啓開の目標時間**を設定（既往計画等を踏まえて設定）

《道路計画の目標設定》

広域支援ルート（STEP1） 発災から概ね24時間以内

被災地進出ルート（STEP2） 発災から概ね48時間以内

被災地内ルート（STEP3） 発災から概ね72時間以内

拠点アクセスルート 各拠点の開設目標時間

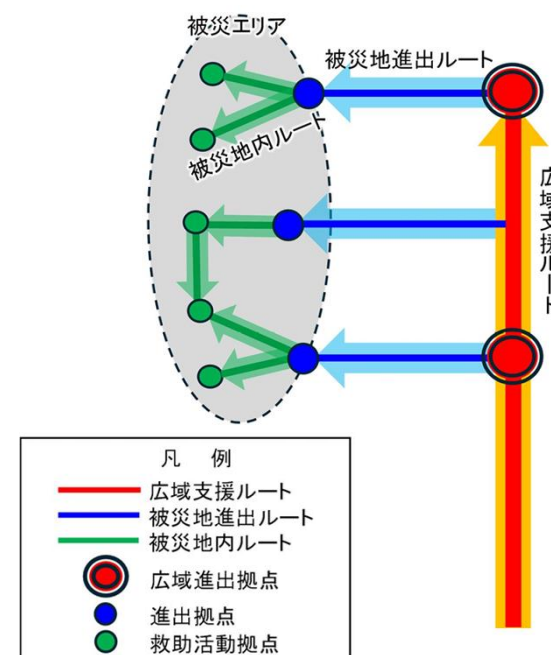


図 道路啓開ルートのイメージ

第3号関係 優先的に道路啓開を実施する路線・区間

ガイドラインで定める要件】

- 道路啓開の目標を達成するために、優先的に啓開を行う路線・区間を設定
- 陸路でのアクセスが限られる半島部等は、空路・海路を活用したルートに補完

【県道路啓開計画の対応方針】

- 道路啓開の目標を達成するために必要な**拠点を整理し、優先するルートを設定**
- 空路や海路と道路の接続を考慮した救援・救出支援方法の整理

中部道路啓開計画

広域的な災害において、広域応援部隊が県外から被災地へ進出、活動するためのルートを確認

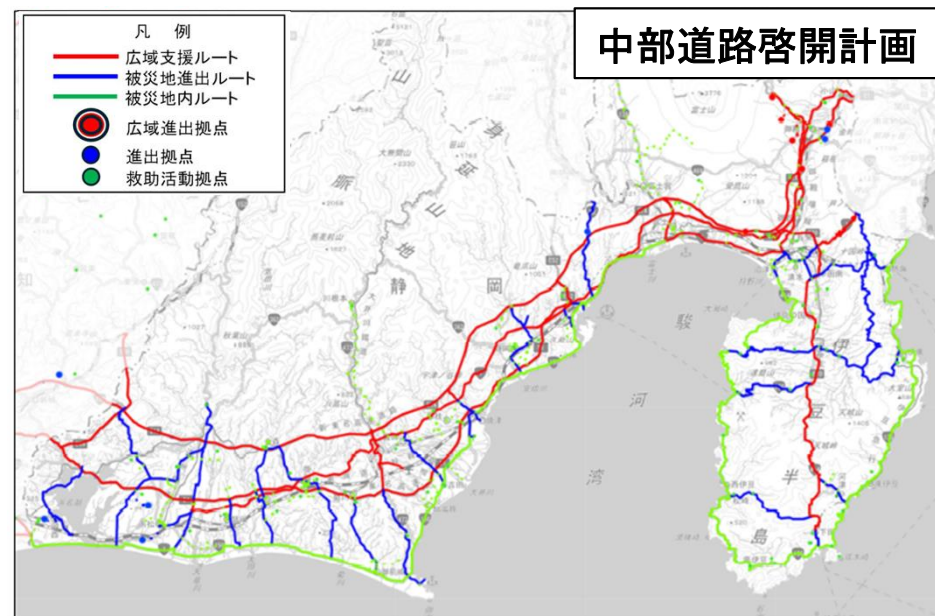
○津波による被害が想定される沿岸部への啓開

- ・広域支援ルート：内陸部の幹線道路等のルート
- ・被災地進出ルート：沿岸部の被災地へ向かうルート
- ・被災地内ルート：沿岸部の被災地内を通るルート



静岡県道路啓開計画

中山間地域や局所的な災害において、応援部隊が被災地へ進出、活動するために必要なルートを確認



中部道路啓開計画

第4号関係 道路啓開の方法

【ガイドラインで定める要件】

○道路管理者及び関係者が実施すべき事項について、役割分担や時系列を明確化

【県道路啓開計画の対応方針】

○関係機関との調整内容を踏まえた**実施計画・タイムラインの作成**

- 道路啓開の目標とする地震発生から72時間までに必要となる道路管理者及び関係者が実施すべき事項について、役割分担を明確にしてタイムラインを作成する。
- 道路管理者のほか、警察、消防、自衛隊、建設関連団体、ライフライン事業者等の関係機関が共有の目標のもと連携した行動

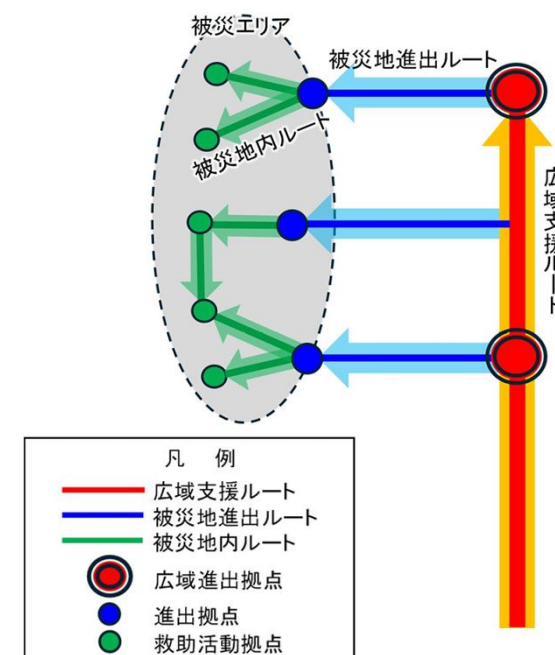


図 道路啓開ルートのイメージ

第5号関係 資機材の備蓄・調達

【ガイドラインで定める要件】

- 被害想定結果に基づき、道路啓開実施に必要なとなる資機材量を算出
- 必要資機材量と保有資機材量との比較により不足量を確認し、調達方法を設定

【県道路啓開計画の対応方針】

- 被害想定量及び啓開作業に必要なとなる必要資機材量・不足数量等の算出
- 道路管理者や災害協定業者の保有資機材状況（備蓄量・備蓄場所）の更新

表 被災想定量・必要資機材量・備蓄量・不足数の算出イメージ

被災分類	被災量	資機材	必要量	比較	資機材	備蓄量	資機材	不足量
がれき	6,110m ³	大型土のう	198袋		大型土のう	150袋	大型土のう	48袋
橋梁段差	132橋台	土砂	33m ³		土砂	0m ³	土砂	33m ³
橋梁流出	3橋	RC-40	132m ³		RC-40	0m ³	RC-40	132m ³
落橋	0橋	バックホウ (0.8m ³)	11台		バックホウ (0.8m ³)	7台	バックホウ (0.8m ³)	4台
斜面崩壊	11ヶ所	ブルドーザー (3t/15t級)	4台		ブルドーザー (3t/15t級)	0台	ブルドーザー (3t/15t級)	4台
		タイヤローラー (8～20t)	5台		タイヤローラー (8～20t)	0台	タイヤローラー (8～20t)	5台
		振動ローラー (0.8～1.1t)	0台		振動ローラー (0.8～1.1t)	0台	振動ローラー (0.8～1.1t)	－
		振動ローラー (3～4t)	5台		振動ローラー (3～4t)	0台	振動ローラー (3～4t)	5台

第 6 号関係 実践的な訓練

【ガイドラインで定める要件】
○道路啓開の実効性を向上させる実践的な訓練計画の作成

【県道路啓開計画の対応方針】
○中部道路啓開計画と連携した訓練計画の作成

中部道路啓開計画 表 7-1 道路啓開訓練計画

訓練メニュー		実施単位		年次計画				
		ブロック	各県	初年度	2年目	3年目	4年目	5年目
初動対応								
優先啓開ルートの選定訓練		○	—		○		○	
ドローン等を活用した被災情報収集		—	○	○		○		○
道路啓開								
放置車両等の移動		各県単位の 訓練と合同実 施 (持ち回り)	○	○		○		○
土砂・瓦礫撤去、段差解消			○		○		○	
倒壊電柱や倒木撤去			○	○		○		○
道路啓開中の人命救助・財産物の移動			○		○		○	
海路・空路を活用した道路啓開			○	○		○		○
連絡体制確認								
情報収集・伝達訓練		○	—	○	○	○	○	○
管理区分を超えた道路啓開の手順		—	○		○		○	
通信手段確保								
拠点事務所・参集場所の開設・参集		—	○		○		○	

※計画案であり、年度毎に訓練項目を決定のうえ訓練を実施

道路啓開実動訓練事例



重機によるがれき撤去



重機による車両の吊り上げ・移動



電線管理者による電線安全確認



建設会社による倒壊電柱の撤去

第7号関係 情報収集・伝達

【ガイドラインで定める要件】

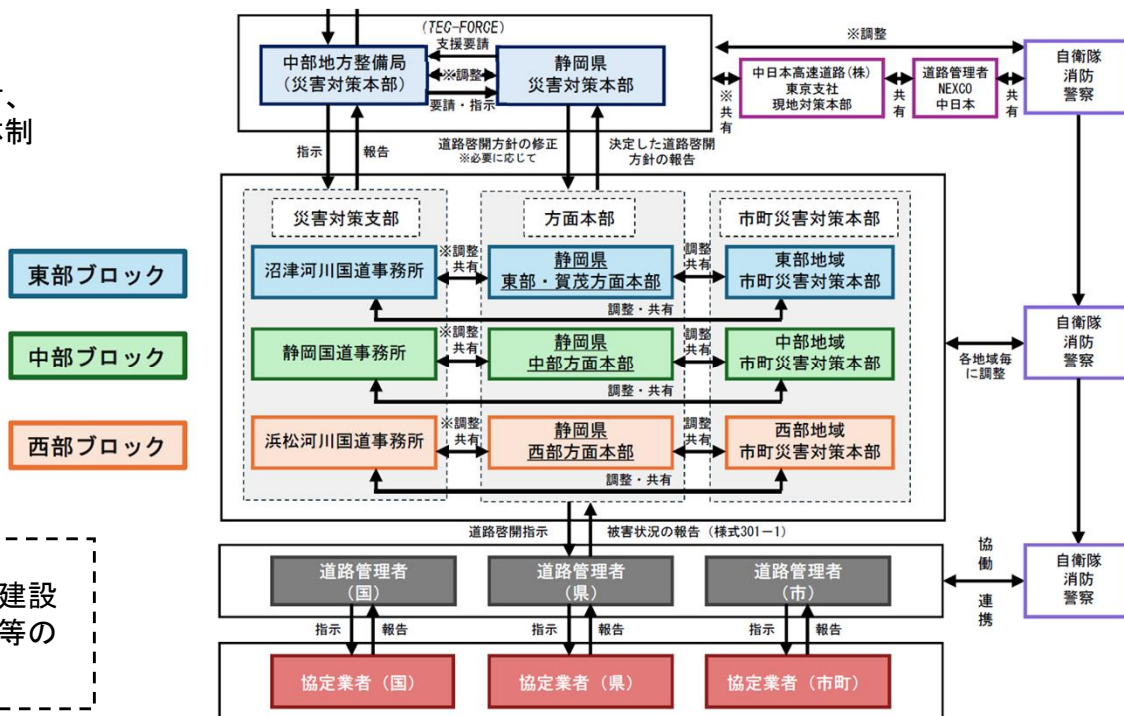
○道路管理者と関係機関における、被災状況、道路啓開進捗状況等、情報収集・伝達に関する体制・系統図等の整理

【県道路啓開計画の対応方針】

○各地域の現行体制を踏まえて、被害状況、道路啓開進捗状況を共有するため、情報連絡系統を策定

《参考図》

中部版「くしの歯作戦」における道路管理者、自衛隊、災害協定業者等、関係機関の協力体制



※発災時、県や政令市からの出動要請の重複による建設業者の混乱を回避するため、優先順位の事前調整等の運用ルールを整理する。

第 8 号関係 その他

【ガイドラインで定める要件】

○その他、道路啓開計画の実施に関し必要な情報の整理

【県道路啓開計画の対応方針】

○ガイドラインで提示されている以下の項目に関して、現状と課題等を整理

- (1) 道路啓開計画協議会の設置（ワーキンググループ含む）
- (2) 定期的な計画見直し
- (3) 「道の駅」の活用
- (4) 道路啓開ルートへのリスクの整理
- (5) 地域の道路ネットワークの課題等の整理
- (6) 複合災害の扱い



複合災害の扱い

- ・風水害
- ・火山災害
- ・原子力災害

